北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則

平成19年4月1日規程第46号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、北海道公立大学法人札幌医科大学会計規程(平成19年規程43号。以下「会計規程」という。)の定めるところにより、北海道公立大学法人札幌医科大学(以下「法人」という。)が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 法人における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規則の 定めるところによる。

第2章 一般競争入札

(競争入札に参加させることができない者)

第3条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第25条に規定する競争入札に付すると きは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者 で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争入札に参加させないことができる者)

- 第4条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは 数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、 代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(競争入札参加者の資格)

- 第5条 競争入札に参加する者に必要な資格は、北海道の規定を準用する。
- 2 北海道が競争入札に参加できる資格を有するものとして認めた者は、法人における当該資格を有する者と認めることができる。

(一般競争入札の公告)

第6条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10 日前に掲示及びその他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合にお いては、その期間を5日までに短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

- 第7条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
 - (1) 入札に付する事項

- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 郵便等による入札の可否
- (7) 電子入札の可否
- (8) 契約書作成の要否
- (9) その他入札に関し必要と認める事項
- (一般競争入札の入札保証金)
- 第8条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札金額の100 分の5以上の額に相当する入札保証金を納付しなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

- 第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を納め させないことができる。
 - (1) 入札者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したと き。
 - (2) 一般競争入札の参加資格を有する入札者で、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格の決定等)

- 第10条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札に付する事項につき、 当該事項に関する仕様書、設計書等によって書面(以下「予定価格調書」という。)により 作成しなければならない。
- 2 前項の規定により定めた予定価格は、他に漏らしてはならない。
- 3 理事長が指定する工事の請負契約及び工事に係る業務の委託契約については、入札の執行 前又は執行後にその予定価格を公表することができる。
- 4 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合おいては、 単価についてその予定価格を定めることができる。
- 5 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(予定価格調書の作成等)

- 第11条 前条の予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。
- 2 予定価格調書の作成後、開札までの間、これを適切な方法で保管しなければならない。開 札の後においても、また同様とする。

(入札の方法)

- 第12条 一般競争入札において入札者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記し、 入札条件のとおりに提出しなければならない。
- 2 代理人において入札をする場合には、入札前に、その委任状を提出しなければならない。 (開札)

- 第13条 公告等に示した競争入札執行の場所及び日時に、競争入札参加者等を立ち会わせて開 札しなければならない。この場合において、競争入札参加者等が立ち会わないときは、入札 事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。
- 2 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。 (入札の取りやめ等)
- 第14条 競争入札参加者等が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正 に執行することが認められないときは、当該競争入札参加者等を入札に参加させず、又は入 札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効入札)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (3) 入札書に記名押印がない入札
 - (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
 - (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
 - (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
 - (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
 - (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
 - (9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
 - (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

- 第16条 開札をした場合において、競争入札参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札 がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。
- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合においては、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札の方式)

- 第17条 一般競争入札に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- 2 支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって 申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることが できる。
- 3 その性質又は目的から第1項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、 価格及びその他の条件が法人にとって最も有利なもの(前項の場合にあたっては、次に有利 なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方にすることができる。

(落札者の決定)

- 第18条 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該一般競争入札 参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係の ない職員にくじを引かせることができる。

3 一般競争入札の落札者を決定したときは、直ちに、当該落札者に必要な通知をするととも に、その他の入札者に対して適宜の方法により落札者の決定があった旨を知らせなければな らない。

(最低価格の入札者を落札者としない場合の手続)

- 第19条 一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、次に掲げるいずれかに該当するときは、最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した次順位者を落札者とすることができる。
 - (1) 最低価格をもって入札した者が、当該最低価格によっては、契約の内容に適合した 履行がなされないおそれがあると認めるとき
 - (2) 最低価格をもって入札した者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認めるとき
- 2 前項において、最低価格をもって入札した者以外の者を落札者と決定したときは、当該措置を必要とした理由を明らかにし、落札者決定後直ちに、落札者及び最低価格をもって入札した者で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、入札者に適宜の方法により落札があった旨を知らせなければならない。

(最低制限価格を設ける契約の手続)

- 第20条 工事又は製造その他についての請負の契約に係る一般競争入札について、当該契約の 内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認める場合における最低制限価格の設 定の基準を定めるものとする。
- 2 前項に規定する一般競争入札を行う場合において、同項の基準に該当するときは、あらかじめ当該基準により最低制限価格を設けるものとする。
- 3 最低価格の入札者の当該申込みに係る価格が最低制限価格に満たないこととなったときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

(総合評価一般競争入札)

- 第21条 第17条第3項に定めるところにより、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、 あらかじめ、当該総合評価一般競争入札による入札に係る申し込みのうち価格その他の条件 が法人にとってもっとも有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。) を定めなければならない。
- 2 総合評価一般競争入札による入札を行おうとする場合において、当該契約について第7条 の規定により公告をするときは、同項に規定する事項のほか、総合評価一般競争入札の方法 による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準を公告しなければならない。 (再度公告入札の公告期間)
- 第22条 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に 一般競争入札に付そうとするときは、第6条の公告の期間を5日までに短縮することができ る。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札に付することができる場合)

第23条 会計規程第25条の規定により指名競争入札に付することができる場合は次の各号に掲

げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) 契約の性質又は目的により競争入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる少数であるとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名の基準)

第24条 第5条に規定する有資格者のうちから競争入札に参加する者を指名する場合の基準 は、別に定める。

(指名選考委員会の設置)

- 第25条 指名競争入札の参加者の指名選考のための委員会(以下「指名選考委員会」という) を設置するものとする。
- 2 指名選考委員会に関し、必要な事項は、別に定める (指名競争入札の参加者の指名)
- 第26条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者を少なくとも7人以上指名しなければならない。
- 2 前項の場合においては、第7条に規定する事項(第1項第2号を除く。)をその指名する 者に通知しなければならない。
 - (一般競争入札に関する規定の準用)
- 第27条 第8条から第19条まで及び第21条の規定は、指名競争入札の場合について準用する。 第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

- 第28条 会計規程第25条第2項に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲 げる場合とする。
 - (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
 - (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
 - (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき
 - (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
 - (5) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
 - (6) 落札者が契約を締結しないとき
 - (7) 予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が500万円未満の 契約をするとき
- 2 前項第5号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第6号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内であること、及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(予定価格調書の省略)

- 第29条 第10条の規定は、随意契約の場合に準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 法令の規定により価格が定められているものについて契約をするとき。
 - (2) 図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えない

物品を買入れるとき。

- (3) 国又は地方公共団体と契約をするとき。
- (4) 1件の予定価格が500万円未満の契約をするとき。
- (5) その他理事長が特別の理由があると認めるとき。

(見積書の徴取)

- 第30条 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質又は目的上2人以上の者から見積書を徴することができない場合は、1人の者から見積書を徴することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、見積書の徴取を省略することができる。
 - (1) 法令の規定により価格が定められているものについて契約をするとき。
 - (2) 図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えない 物品を買い入れるとき。
 - (3) 国又は地方公共団体と契約をするとき。
 - (4) 1件の予定価格が50万円未満の契約をするとき。
 - (5) その他理事長が特別の理由があると認めるとき。

第5章 契約の締結

(契約書の作成)

- 第31条 会計規程第26条に規定する別に定める条項は、次に掲げる事項とする。ただし、契約 の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。
 - (1) 契約履行の場所
 - (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に 基づく源泉徴収に係る所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するた めに必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)に基づく源泉徴 収に係る復興特別所得税を控除する場合はその旨及びその方法
 - (3) 再委託等の制限
 - (4) 監督及び検査
 - (5) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (6) 危険負担
 - (7) かし担保責任
 - (8) 契約に関する紛争の解決方法
 - (9) その他必要な事項

(代価の納入)

- 第32条 資産を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該資産の引き渡し、移転の登記若しくは登録の前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。
- 2 契約の性質上前項の規定により難いときは、その代価を後納させることを約定することができる。

(代価の支払)

第33条 代価の支払方法及び期日については、別に定めるところによる。

- 2 契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不適当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。
- 3 契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合は、給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

(契約書の作成を省略することができる場合)

- 第34条 会計規程第26条に規定する契約書の作成を省略することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 1件の契約金額が500万円(工事又は製造の請負にあっては、200万円)未満の契約をするとき。
 - (2) 競り売りに付するとき。
 - (3) 物件を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物件を引き取るとき。
 - (4) 単価契約に基づく給付を受けるための契約をするとき。

(請書等の徴取)

第35条 前条第1号又は第4号の規定により契約書の作成を省略する場合において、必要と認めるときは、契約の相手方から請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

- 第36条 法人と契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の額に相当する契約 保証金を納付しなければならない。
- 2 法人が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上 の義務を履行しないときは、その契約保証金は、法人に帰属するものとする。ただし、損害 の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものと する。

(契約保証金の納付の免除)

- 第37条 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
 - (1) 契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 第5条に規定する資格を有する契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるお それがないと認められる場合であって、契約書(請書その他これに準ずる書面を含む。 第5号において同じ。)において契約の相手方が当該契約を履行しない場合には契約 保証金に相当する額の損害金を支払う旨の定めをするとき。
 - (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (5) 随意契約の方法により締結する契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるお それがないと認められる場合であって、契約金額が少額であるとき又は契約書におい て契約の相手方が当該契約を履行しない場合には契約保証金に相当する額の損害金を 支払う旨の定めをするとき。
 - (6) その他理事長が契約保証金の納付の必要がないと認めるとき。

(監督又は検査)

- 第38条 会計規程第27条に規定する監督又は検査は、経理責任者が指定する監督員又は検査員が行う。
- 2 経理責任者は、前項の指定をするにあたっては、特別の必要がある場合を除き、監督を行った監督員をして当該監督の対象となった工事、製造その他についての請負契約(以下「請 負契約」という。)に係る給付の完了の確認のための検査員を兼ねさせてはならない。

(監督員の一般的職務)

- 第39条 監督員は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の 履行の監督上必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの 書類を審査して承認をしなければならない。
- 2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中 における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の 相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督員は、監督の実施にあたっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないよう にするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、 これを他に漏らしてはならない。

(監督の実施についての報告)

第40条 監督員は、経理責任者と緊密に連絡するとともに、経理責任者の要求に基づき、又は 随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査員の一般的職務)

- 第41条 検査員は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書 その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該 給付の内容について検査を行わなければならない。
- 2 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係 書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において特にその必要があるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。

(検査の一部を省略することができる場合)

第42条 物件の買入れの契約で、その目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件に つき 破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措 置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、数量以外の ものの検査を省略することができる。

(検査調書の作成)

- 第43条 検査員は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであると きは、その措置についての意見を記載した検査調書を作成し、経理責任者に提出しなければ ならない。
- 2 検査員は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要があるときにおいて行う検査を完了した場合においては、第1項の規定にかかわらず、検査調書を作成し、経理責任者に提出しなければならない。
- 3 検査員は、検査調書を作成しない場合にあっては、適宜の方法により、検査を実施した証 跡を残さなければならない。

(監督及び検査の委託等)

第44条 監督及び検査は、特に必要があるときは、法人の教職員以外の者に委託して行わせることができる。

(委任)

第45条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月9日規程第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年2月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則第9条第1項 第2号並びに第37条第1項第3号及び第5号の規定は、この規則の施行の日以後において行 われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われ た契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。